

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士宮市長 須藤 秀忠

市町村名 (市町村コード)	富士宮市 (222071)
地域名 (地域内農業集落名)	芝川地域 (上稲子、下稲子、羽鮒、大久保、西山、長貫、内房地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻生産が主要であり、一部については圃場整備が入っているが、大半が傾斜地で生産条件が不利な土地が多いこと、耕作者が高齢化し離農するケースも多く、荒廃農地の懸念も高い地域である。

【地域の基礎的データ】

農業者:10名(うち法人2経営体)
主な作物:露地野菜、茶、水稻など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来からの家族経営による水稻農家・畑作農家に加え、有機野菜に取り組む有機農家など、多様な担い手が存在する。今後は、中間管理の活用といったソフト事業に加え、圃場整備事業の推進を図り、耕作条件の改善への取り組みが重要となる。
- ・小規模・兼業農家も参入しやすいよう、農機具のシェアや、円滑な農地利用に向けて支援する。
- ・荷をはじめ、特産化を推進する。
- ・担い手を招へいする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	346.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>今後、未整備農地の基盤整備や荒廃農地の解消に努め、優良農地の確保・保全に取り組むとともに、整備された農地を中心に担い手への集積・集約を促進する。また、有機農家など農業の環境負荷低減に取り組む新たな担い手の要望もふまえ、耕作意向のない農地の新たな引き受け手として、6次産業化への支援や各種補助事業を活用しながら、農地集積・集約を促していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農業上利用が行われる農地について、積極的に農地中間管理機構を活用し農地集積を行う。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>中間管理事業をはじめとする農地集積を進めつつ、農作業の効率化と生産性の向上を図るべく、圃場整備等の基盤整備事業等の要望を聴取する。併せて、農地の維持保全管理を進める地元の組織形成や後継者育成など、圃場整備後の体制整備について、関係機関と情報共有を図りながら検討を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市と農協、県が連携し、担い手の外部からの招聘と育成に取り組みつつ、既存集落内の担い手たちの意向に沿った経営農地のあっせん等に取り組む。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農作業受委託が可能な組織の立ち上げ、連携等を模索する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業の推進。 ・鳥獣被害対策の実施。 									